

令和5年度森町保育所保育料表

(令和5年4月～)

令和5年4月1日時点において 0歳から2歳までの児童

各月初日の教育・保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額:円)		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯等	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	0	0	
3	市町村民税所得割額48,600円未満のひとり親世帯等	1人目 2人目以降	7,500 0	7,400 0
	市町村民税所得割額48,600円未満の一般世帯	1人目 2人目 3人目以降	16,000 8,000 0	15,800 7,900 0
4	市町村民税所得割額48,600円以上77,101円未満のひとり親世帯等	1人目 2人目以降	9,000 0	9,000 0
	市町村民税所得割額48,600円以上57,700円未満の一般世帯	1人目 2人目 3人目以降	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0
	市町村民税所得割額77,101円以上97,000円未満のひとり親世帯等	1人目 2人目 3人目以降	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0
	市町村民税所得割額57,700円以上97,000円未満の一般世帯	1人目 2人目 3人目以降	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0
5	市町村民税所得割額97,000円以上169,000円未満の世帯	1人目 2人目 3人目以降	39,000 19,500 0	38,400 19,200 0
6	市町村民税所得割額169,000円以上301,000円未満の世帯	1人目 2人目 3人目以降	53,000 26,500 0	52,100 26,050 0
7	市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満の世帯	1人目 2人目 3人目以降	65,000 32,500 0	63,900 31,950 0
8	市町村民税所得割額397,000円以上の世帯	1人目 2人目 3人目以降	65,000 32,500 0	63,900 31,950 0

令和5年4月1日時点において 3歳以上の児童

幼児教育・保育の無償化により保育料は0円

備考

- この表において「生活保護法による保護を受けている世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子家庭等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)のいる世帯
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象者
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- この表において「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する教育・保育給付認定子どもで、保育園・幼稚園等に入所している子どもが複数いる場合、小学校就学前までの子どものうち、最年長の支給認定子どもから順に第1子はこの表の金額とし、第2子は2分の1の額、第3子以降は0円とする。
- 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等又は市町村民税所得割課税額57,700円未満の一般世帯におけるこの表の適用については、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする負担額算定基準者は年齢にかかわらず算定するものとし、最年長の子どもから順に第1子はこの表の金額とし、第2子は2分の1の額、第3子以降は0円とする。ただし、第3階層及び第4階層である市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等については、第2子以降は0円とする。